五　第三者提供に当たっての留意事項

事業者は、個人データの第三者への提供（二の(一)から(四)までに掲げる場合に該当する場合を除く。）に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(一)　提供先において、その従業者に対し、当該個人データの取扱いを通じて知り得た船員雇用管理情報を漏らし、又は盗用してはならないこととされていること。

(二)　当該個人データの再提供（提供先が別の第三者に提供することをいう。以下同じ。）が行われる場合は、あらかじめ文書をもって当該事業者の了承を得させること。ただし、当該再提供が二の(一)から(四)までに掲げる場合に該当する場合を除く。

(三)　提供先における個人データの保管期間、管理方法及び利用目的達成後の個人データの処理（返却又は提供先における破棄若しくは削除をいう。以下この号において同じ。）の方法を明確化すること。

(四)　利用目的達成後の個人データの処理が適切かつ確実になされること。

(五)　提供先における個人データの複写等（管理上必要なバックアップを目的とする場合等の必要不可欠なものを除く。）を禁止すること。

第八　保有個人データの開示等に関する義務

一　保有個人データに関する事項の公表等（法第二十四条関係）

(一)　事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置かなければならない。

①　当該事業者の氏名又は名称

②　全ての保有個人データの利用目的（第五の四の(一)から(三)までの規定に該当する場合を除く。）

③　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求め（以下これらの求めを「開示等の求め」という。）に応じる手続（七の規定により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）

イ　法第二十四条第二項の規定に基づく利用目的の通知の求め

ロ　法第二十五条第一項の規定に基づく開示の求め

ハ　法第二十六条第一項の規定に基づく内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の求め

ニ　法第二十七条第一項の規定に基づく利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の求め

ホ　法第二十七条第二項の規定に基づく第三者提供の停止の求め

④　当該事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名及び係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先

⑤　当該事業者が認定個人情報保護団体（法第三十七条第一項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

(二)　事業者は、次のいずれかに該当する場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。

①　(一)の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

②　第五の四の(一)から(三)までの規定に該当する場合

二　保有個人データの開示（法第二十五条関係）

(一)　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

①　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

②　保有個人データを開示することにより、当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

③　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合。

(二)　他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し(一)に規定する方法に相当する方法で開示することとなる場合には、(一)の規定は適用しない。

(三)　事業者は、あらかじめ労働組合等と必要に応じ協議した上で、本人から保有個人データの開示を求められた際にその全部又は一部を開示することによりその業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合に該当するとして、非開示とすることが想定される保有個人データの開示に関する事項を定め、使用船員等に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

三　保有個人データの訂正等（法第二十六条関係）

(一)　事業者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

(二)　事業者は、(一)の規定により訂正等を求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的からみて訂正等が必要でない場合、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合等、訂正等に応じる必要がなく、訂正等を行わない旨の決定をしたときも、同様とする。

四　保有個人データの利用停止等（法第二十七条関係）

(一)　事業者は、本人から、次に掲げる理由によって当該本人が識別される保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。

①　同意のない目的外利用

当該本人が識別される保有個人データが第四の三から五までの規定に違反して取り扱われていること

②　不正の手段による個人情報の取得

当該本人が識別される保有個人データが第五の一の規定に違反して取得されたものであること

ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。